

基本検査運用ガイド

非該当使用者等

(BZ2010_r5)

**原子力規制庁
原子力規制部
検査監督総括課**

1 監視領域

大分類：「原子力施設安全」「放射線安全」

小分類：「閉じ込めの維持」「公衆に対する放射線安全」「従業員に対する放射線安全」

検査分野：「施設管理」「運転管理」「放射線管理」「防災・非常時対応」

2 検査目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の2の2の規定に基づき、法第52条第1項の許可を受けた者のうち核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。）第41条各号に該当する核燃料物質を使用しない者（以下「非該当使用者」という。）に対して、法第61条の2の2第1項第4号ロに規定されている事項（保安のために必要な措置）に係る実施状況を確認する。法第57条の5第2項の認可を受けている事業者に対しては、法第61条の2の2第1項第3号ハで規定されている事項（廃止措置計画）の実施状況を確認する。

また、法第57条の7第1項の規定に基づき核原料物質の使用の届出をした者（以下「核原料物質使用者」という。）に対して、法第61条の2の2第1項第2号ロに規定されている事項（技術上の基準の遵守）に係る実施状況を確認する。

これらの確認対象とする非該当使用者の保安のために必要な措置（品質管理（原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）第54条に規定する令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制に限る。）、管理区域への立入制限等、線量等に関する措置、放射性物質による汚染の状況等の測定、使用施設等の施設管理、核燃料物質の使用、工場又は事業所内において行われる運搬、貯蔵施設における貯蔵並びに工場又は事業所内において行われる廃棄）については、関連する検査運用ガイドの適用も踏まえて確認する。

3 検査要件

3.1 検査対象

核燃料物質又は核原料物質（以下「核燃料物質等」という。）の使用の場所に係る事務所又は工場若しくは事業所（以下「検査対象施設」という。）に立ち入り、次の検査対象について関係者へ質問及び帳簿、書類その他必要な物件を検査することにより行う。検査対象施設の選定に当たっては、核燃料物質等の使用及びこれまでの検査結果等の最新状況を勘案する。

〔非該当使用者及び核原料物質使用者に対する検査対象〕

検査対象の設定例は次のとおり。

品質管理の実施状況、管理区域への出入管理に関する管理状況、管理区域における放射線管理の状況、施設の管理状況、核燃料物質の取り扱い状況、核燃料物質の貯蔵状況、

放射性廃棄物の管理状況、管理区域及び周辺監視区域の設定状況、核燃料物質の運搬状況、記録の管理状況、保安教育・訓練の実施状況

3.2 検査体制、頻度及びサンプル数

検査は、表3の検査要件のまとめ表に示す検査体制、頻度、サンプル数及び時間を目安に行う。

4 検査手順

4.1 検査前準備

- (1) 法令に記載された核燃料物質等の使用に関する事項を確認する。確認事項の具体例としては、核燃料物質の使用許可（承認）申請書、廃止措置計画の認可（承認）申請書及び核原料物質の使用の届出に係る文書等が挙げられる。また、これまでの検査対象施設の検査実績の内容を確認する。
- (2) 検査対象施設とした核燃料物質の使用等に係る施設管理の最新情報等を事前に入手しておく。
- (3) 約10年に1回の検査のため、非該当使用者及び核原料物質使用者（以下「非該当使用者等」という。）への検査日程の通知時に規制委員会HPの規制情報（（例）過去の原子力規制検査報告書、原子力規制検査の運用等の説明会）を含めて周知する。

4.2 検査実施

(1) 確認項目

非該当使用者に対しては、法第61条の2の2第1項第4号ロに規定されている事項（保安のために必要な措置）に係る実施状況を、核原料物質使用者に対しては、法第61条の2の2第1項第2号ロに規定されている事項（技術上の基準の遵守）に係る実施状況を重視して確認する。

なお、廃止措置計画の認可（承認）を受けている場合には、同計画に基づいて使用施設等の管理が行われていることを確認する。

別紙1「非該当使用者に係る検査確認項目等」

別紙2「核原料物質使用者に係る検査確認項目等」

別紙3「廃止措置の終了の確認に係る基準」

(2) 検査実施手順

a. 現場確認前の聴取

現場確認の前に、現状の施設の運用状況、保安に関する事項（許可事項、規則に基づく要求事項等）及び検査対象施設の保安活動の状況等について聴取する。

b. 現場確認

現場確認においては、主に検査対象施設の日常の保安活動により安全が確保さ

れているか、及び法令要求、許可事項等に適合しているかという2つの観点で、以下の状況について現場を確認する。

- (a) 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設並びに設備の整理・整頓状況
- (b) 管理区域の入退域に係る従事者等の行動等(特に、退域時における汚染検査、作業着及び防護具の着脱、汚染検査装置、除染器具等の配置等)
- (c) フード、グローブボックス等周りの養生状態及び内部の状況(核燃料物質及び核燃料物質で汚染されたもの又は核原料物質及び核原料物質で汚染されたものを放置していないか、不適切な取扱いの痕跡がないか等)
- (d) 最新の使用許可申請書又は届出書と現場の整合(特に設備や区画の図面)
- (e) 前回立入検査等の気付き事項等の改善状況

c. 現場確認を踏まえた書類確認

現場確認後に、改めて検査対象施設の許可事項等への適合性及び保安活動の状況を、記録等に基づいて確認する。

※上記では、現場確認後に書類確認を行う場合を示しているが、検査対象の使用施設等の特徴を踏まえて書類確認により管理の状況を把握した後に現場確認を行う方が検査を効率的に実施可能な場合がある。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する原子力安全に影響を及ぼす問題が特定された場合、不適合管理等においては是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。
- (3) 検査官が巡視等で確認した本検査に関連する気付き事項等が、不適合管理等において適切に処理されていることを確認する。

5 検査手引

現場確認及び現場確認を踏まえた書類確認時の着眼点の例を以下に示す。

(現場確認時の着眼点)

- (1) **管理区域への出入管理に関する管理状況を確認する。**
 - a. 管理区域への入域前に注意事項の説明を受けたか。
 - b. 入退域手続きが適切か。
 - c. 管理区域への入域時に、防護装備(専用の作業衣、作業靴等)、個人線量計等の着用を求められたか。
 - d. 管理区域入口に注意事項等が掲示されているか。
 - e. 放射線監視盤にて、排気モニタ、ダストモニタ等の測定値が記録されているか。
 - f. 管理区域からの退域時に、検査担当職員自身の汚染検査が実施されたか。
 - g. 管理区域からの退域時に、持ち込み物品(書類、カメラ等)の汚染検査が実施され

たか。

(2) 施設の管理状況を確認する。

- a. 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の設備等が許可申請書のとおりに施設されていること（無許可で設備等の改造、廃棄をしていないこと）、及び許可申請書に記載されていない設備等で核燃料物質等が使われていないか。
- b. 施設及び機器の巡視及び点検は実施されているか（点検内容、頻度、記録等）。
- c. 規則要求どおりに管理区域等の放射線測定が実施されているか。
- d. 施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられているか。

(3) 核燃料物質等の取扱い状況を確認する。

- a. 作業エリアは整理・整頓されているか（設備内に核燃料物質等が放置されていないか）。
- b. 作業者が必要とされる装備をしているか。
- c. 始業前、作業中及び終業時に必要な点検・確認を実施しているか。
- d. 部屋又は設備での制限値（核燃料物質の種類、取扱い可能量）に係る表示があり、その範囲内で取り扱われているか。
- e. 保管廃棄施設で保管廃棄する前の廃棄物の管理状況（金属製容器への収納、分別等）。
- f. 火災等による損傷の防止に対する措置（火災検知器や消火器の設置など）が講じられているか。また、これらに関する使用方法を従事者が理解しているか。

(4) 核燃料物質等の貯蔵状況を確認する。

- a. 核燃料物質等の管理が実施されているか（金庫等で核燃料物質等の実物が確認できる状態で保管されている場合は、検査当日に実物が確認できるよう事前に調整する）。
- b. 貯蔵庫が適切に施錠管理されているか。（（例）必要な者のみが金庫の鍵を使用できるよう管理されているか）。
- c. 貯蔵に係る注意事項が掲示されているか。
- d. 貯蔵エリアは整理・整頓されているか（危険物等が近くにならないこと）。
- e. 作業者が必要とされる装備をしているか。
- f. 始業前、作業中及び終業時の必要な点検・確認を実施しているか。
- g. 部屋又は設備での取扱制限値（核燃料物質等の種類、取扱可能量）に係る表示があり、その範囲内で管理されているか。
- h. 核燃料物質等の持出及び返却を記録しているか。

(5) 放射性廃棄物の管理状況を確認する。

- a. 保管廃棄施設が適切に施錠管理されているか。
- b. 保管廃棄に係る注意事項が掲示されているか。
- c. 作業エリアは整理・整頓されているか。
- d. 作業者が必要とされる装備をしているか。
- e. 始業前、作業中及び終業時に必要な点検・確認を実施しているか。
- f. 保管廃棄施設での管理は適正か（最大貯蔵可能容量に対する在庫量、今後の発生見込み等は把握しているか）。
- g. ドラム缶等について規則で定められた記録があるか。
- h. 放射性廃棄物を保管廃棄する容器は、その構造や標識等が核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号）第 2 条の 11 の 12 第 1 項第 9 号、第 10 号、

第 11 号の要求に適合するか。

- i. バブラー、フィルター等の設備により放射性物質の除去が許可申請書等で確認される場合は、その下流側（管理区域内）や管理区域境界等で適切な監視が行われているか。

(6) 管理区域及び周辺監視区域の設定状況を確認する。

- a. 管理区域境界は、壁、柵等の区画物により区画されているか。また、標識が設けられているか。
- b. 周辺監視区域は、人の居住を禁止しているか。また柵又は標識により業務上立ち入る者以外の立入りを制限しているか。

(現場確認を踏まえた書類確認時の着眼点)

(1) 管理区域及び周辺監視区域の設定状況を確認する。

- a. 許可申請書等の図面と現場で確認した設備を照合する。
- b. 使用状況が、許可申請書等の目的に適合していることを、聴取及び帳簿や書類等により確認する。
- c. 基準に合致していることを確認する。
 - (a) 閉じ込めの機能
 - (b) 遮蔽
 - (c) 火災等による損傷の防止
 - (d) 立ち入りの防止
 - (e) 自然現象による影響の考慮
 - (f) 貯蔵施設
 - (g) 廃棄施設
 - (h) 汚染を検査するための設備

(2) 規則で要求されている記録が、記録すべき頻度で記録され、定められた期間保存されていることについて、主に以下の事項を確認する。

- a. 放射線管理記録
 - (a) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度
 - (b) 管理区域及び周辺監視区域境界における線量当量率
 - (c) 放射線業務従事者の被ばく線量
 - (d) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線作業の経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの履歴
 - (e) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬

に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路

b. 品質管理基準規則に関する記録

非該当使用者が発見した原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事象について改善が必要な場合には、継続的な改善が計画的に実施され、評価されているか確認する。

6 参考資料

6.1 法令、基準等

- (1) 使用許可申請書、届出等
- (2) 使用施設等に係る廃止措置計画申請書

○改正履歴

改正	改正日	改正の概要	備考
0	2020/04/01	施行	
1	2021/07/21	○記載の適正化	
2	2022/06/16	○記載の適正化	
3	2023/05/24	○運用の明確化 ・2022年度検査の実施状況を踏まえた検査視点等の追記及び改善（4 検査手順、5 検査手引き、別紙1、別紙2） ○記載の適正化	
4	2024/05/04	○運用の明確化 ・留意事項の追記（4 検査手順、別紙1） ○記載の適正化	
5	2025/06/06	○記載の適正化 ○検査知見の反映	

表1 検査に関連する施行規則の主な条項

（1）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則

第54条	令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制
------	--

（2）核燃料物質の使用等に関する規則

第2条の11	記録
第2条の11の3	品質マネジメントシステム
第2条の11の4	管理区域への立入制限等
第2条の11の5	線量等に関する措置
第2条の11の6	放射性物質による汚染の状況等の測定
第2条の11の7	使用施設等の施設管理
第2条の11の9	核燃料物質の使用
第2条の11の10	工場又は事業所において行われる運搬
第2条の11の11	貯蔵
第2条の11の12	工場又は事業所において行われる廃棄
第6条の7	廃止措置の終了の確認の基準

(3) 核原料物質の使用に関する規則

第2条	技術上の基準
第3条	記録

表2 検査要件まとめ表

本検査は施設を対象にサンプルを選定する。

01 使用（政令非該当）

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	非該当使用者等	約10年	1	3	日常
02	廃止措置の終了確認	申請の都度	1	3	日常

非該当使用者に係る検査確認項目等

以下に示す「法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）をいい、「規則」とは、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号）をいう。

1 核燃料物質使用者が講じる保安のための必要な措置に係る確認項目等

確認項目	確認対象（例）
(1) 品質管理に関すること [法第56条の3第1項及び規則第2条の11の3、品質管理基準規則第54条第1項第1号]	○品質管理に係る計画・実施の記録
(2) 管理区域への立入制限等に関すること [法第56条の3第1項及び規則第2条の11の4]	○管理区域への出入管理の記録 ○管理区域境界の柵等の区画物及び標識 ○周辺監視区域境界の柵又は標識
(3) 線量等に関する措置に関すること [法第56条の3第1項及び規則第2条の11の5]	○放射線業務従事者の線量管理の記録（内部被ばく、外部被ばく） ○管理区域内の空气中放射性物質濃度の測定記録
(4) 放射性物質による汚染の状況等の測定に関すること [法第56条の3第1項及び規則第2条の11の6]	○管理区域及び周辺監視区域における線量当量率の記録 ○管理区域の表面汚染密度の測定記録 ○管理区域退域時の表面汚染検査記録
(5) 使用施設等の施設管理に関すること [法第56条の3第1項及び規則第2条の11の7]	○施設管理の実施計画（巡視点検記録等を含む）
(6) 核燃料物質の使用に関すること [法第56条の3第1項及び規則第2条の11の9]	○核燃料物質の使用記録 ○使用上の注意事項の掲示 ○核燃料物質の使用に関するマニュアル
(7) 工場又は事業所において行われる運搬に関すること [法第56条の3第1項及び規則第2条の11の10]	○核燃料物質の運搬記録
(8) 貯蔵に関すること [法第56条の3第1項及び規則第2条の11の11]	○核燃料物質を封入した容器 ○貯蔵施設の鍵の管理簿 ○貯蔵上の注意事項の掲示

(9) 工場又は事業所において行われる廃棄に関すること [法第56条の3第1項及び規則第2条の11の12]	○放射性廃棄物の貯蔵・保管廃棄の管理記録 ○廃棄物の保管容器 ○排気・排水設備の測定記録
---	---

2 その他保安のために必要な事項に係る確認項目等

確認項目	確認対象（例）
(1) 核燃料物質使用許可申請書等との整合 a. 予定使用期間及び年間予定使用量 b. 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備 等 c. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書のうち、保安教育・訓練の実施状況	○使用許可申請書(使用変更許可の場合には変更点に着目する) ○保安教育・訓練の記録
(2) 核燃料物質の使用に関する記録の管理状況	○規則第2条の11に定める各種記録
(3) 譲渡し及び譲受けの制限に関すること	○使用許可申請書

〔参 考〕 検査における主な確認内容

確認項目	主な確認内容
(1)品質管理に関すること 〔法第56条の3第1項及び規則第2条の11の3、品質管理基準規則第54条第1項第1号〕	○原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事象を見つけ、継続的な改善を実施し、評価できているか。
(2)管理区域への立入制限等に関すること 〔法第56条の3第1項及び規則第2条の11の4〕	○管理区域は適切に設定されているか、また、その管理は適切か。 ○管理区域は壁、さく等により区画され、標識により他の場所と区別されているか。 ○周辺監視区域は適切に設定されているか。また、その管理は適切か。 ○周辺監視区域は境界にさく又は標識を設ける等の方法によって業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限しているか。
(3)線量等に関する措置に関すること 〔法第56条の3第1項及び規則第2条の11の5〕	○放射線業務従事者の線量の測定は適切に行われ、管理されているか。※
(4)放射性物質による汚染の状況等の測定に関すること 〔法第56条の3第1項及び規則第2条の11の6〕	○管理区域及び周辺監視区域における線量当量率の測定は適切に行われているか。 ○管理区域における放射性物質の濃度の測定、又は計算による算出は適切に行われているか。 ○放射性物質による人体及び人体に着用している物の表面の汚染の状況の測定、又は計算による算出は適切に行われているか。
(5)使用施設等の施設管理に関すること 〔法第56条の3第1項及び規則第2条の11の7〕	○施設管理方針、施設管理目標、施設管理実施計画を適切に定めて、評価しているか。
(6)核燃料物質の使用に関すること 〔法第56条の3第1項及び規則第2条の11の9〕	○核燃料物質の使用は、使用施設において行っているか。 ○使用施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示しているか。 ○核燃料物質使用時は作業衣等を着用して作業し、これらの作業衣等は使用施設外において着用しないようにしているか。
(7)工場又は事業所において行われる運搬に関すること 〔法第56条の3第1項及び規則第2条の11の〕	○核燃料物質等の運搬は適切に行われているか。

10]	
(8) 貯蔵に関すること [法第56条の3第1項及び規則第2条の11の11]	○核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行っているか。 ○貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示しているか。 ○貯蔵施設には、特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じているか。 ○放射線測定器は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しているか。
(9) 工場又は事業所において行われる廃棄に関すること [法第56条の3第1項及び規則第2条の11の12]	○放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行っているか。 ○廃棄に従事する者は作業衣等を着用しているか。

※規則では、核燃料物質の使用、廃棄、運搬、貯蔵又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入るものは「放射線業務従事者」であるが、専ら少量の核燃料物質の貯蔵のみを行っている事業所などでは施設の巡視、点検、線量当量率の測定などのため管理区域に立ち入るものを「一時立入者」として管理区域内の線量当量率と滞在時間より外部放射線による被ばく線量を算出している場合がある。

(参考)規則第2条の11の6の第1項二号イのただし書きには、放射線業務従事者の外部放射線被ばくの線量の測定について「放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあっては、計算によってこの値を算出することとする。」とある。

核原料物質使用者に係る検査確認項目等

以下に示す「法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）をいい、「原料使用規則」とは、核原料物質の使用に関する規則（昭和 43 年 総理府令第 46 号）をいう。

1 核原料物質使用に関する技術上の基準〔原料使用規則第 2 条〕

確認項目	確認対象（例）
(1) 使用及び使用上の注意事項について 〔法第57条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 2 条 第 1 号及び第 2 号〕	○使用上の注意事項の掲示
(2) 管理区域、周辺監視区域への立入制限等に関する こと 〔法第57条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 2 条 第 3 号及び第 4 号〕	○管理区域への出入管理の記録 ○管理区域境界の柵等の区画物及び標識 ○周辺監視区域境界の柵又は標識
(3) 線量等に関する措置に関する こと 〔法第57条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 2 条 第 5 号、第 6 号及び第 7 号〕	○管理区域及び周辺監視区域における線量当量率の記録 ○放射線業務従事者※の線量管理の記録（内部被ばく、外部被ばく） ○管理区域内の空気中放射性物質濃度の測定記録
(4) 放射性物質による汚染の状況等の測定に関する こと 〔法第57条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 2 条 第 8 号及び第 9 号〕	○管理区域退域時の表面汚染検査記録
(5) 換気設備、放射線測定器及び非常用設備の維持管理に関する こと 〔法第57条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 2 条 第10号〕	○換気設備、放射線測定器等の点検記録
(6) 核原料物質の廃棄に関する こと 〔法第57条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 2 条 第11号及び第11の 2 号〕	○放射性廃棄物の貯蔵・保管廃棄の管理記録 ○廃棄物の保管容器 ○排気・排水施設の測定記録
(7) 核原料物質の運搬に関する こと 〔法第57条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 2 条 第12号〕	○核原料物質の運搬記録

(8)核原料物質の貯蔵に関すること [法第57条の7第4項及び原料使用規則第2条第13号]	○核原料物質を封入した容器 ○貯蔵上の注意事項の掲示
--	-------------------------------

2 その他保安のために必要な事項に係る確認項目等

確認項目	確認対象（例）
(1)核原料物質使用届等との整合 a. 予定使用期間及び年間予定使用量並びに核原料物質在庫報告 b. 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備 等 c. 核原料物質の譲渡し及び譲受けの状況	○法第57条の7第1項に基づく届出
(2)核原料物質使用に関する記録の管理状況	○原料使用規則第3条に定める各種記録

※規則では、核燃料物質の使用、廃棄、運搬、貯蔵又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入るものは「放射線業務従事者」であるが、専ら少量の核燃料物質の貯蔵のみを行っている事業所などでは施設の巡視、点検、線量当量率の測定などのため管理区域に立ち入るものを「一時立入者」として管理区域内の線量当量率と滞在時間より外部放射線による被ばく線量を算出している場合がある。

(参考)規則第2条の11の6の第1項二号イのただし書きには、放射線業務従事者の外部放射線被ばくの線量の測定について「放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあっては、計算によってこの値を算出することとする。」とある。

廃止措置の終了の確認に係る基準

以下に示す「規則」とは、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号）をいう。

確認項目	確認対象（例）
(1) 核燃料物質の譲渡しが完了していること。 [規則第 6 条の 7 第 1 号]	○移動通知書 ○収支報告書
(2) 廃止措置の敷地対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。 [規則第 6 条の 7 第 2 号]	○汚染状況に関する測定要領 ○使用施設、貯蔵施設及び装備の表面汚染密度の記録 ○廃止措置作業の作業実績 ○核燃料物質による汚染の除去の結果
(3) 核燃料物質等の廃棄が終了していること。 [規則第 6 条の 7 第 3 号]	○核燃料物質譲渡書、受領書 ○核燃料廃棄物譲受書 ○核燃料物質実在庫明細報告書 ○実在庫明細表
(4) 放射線管理記録（放射線業務従事者の被ばく記録）の原子力規制委員会が指定する機関への引き渡しが完了していること。 [規則第 6 条の 7 第 4 号]	○放射線管理記録受領書